

平成22年度第4回青森県地方独立行政法人評価委員会 議事概要

(開催日時)

平成22年8月11日(水) 13時30分～14時52分

(開催場所)

青森県庁 西棟8階中会議室

(会議次第)

1 開会

2 議事

(1) 公立大学法人青森県立保健大学の平成21年度財務諸表について

(2) 公立大学法人青森県立保健大学の平成21年度剰余金の翌事業年度充当について

(3) 公立大学法人青森県立保健大学の平成21年度業務実績評価について

(4) 公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する報酬の支給の基準の変更について

3 閉会

(出席委員等) 佐々木委員長、昆委員、岩間委員、大場委員、杉澤委員、久保専門委員
(6名)

(県出席者) 健康福祉部健康福祉政策課 馬場課長 ほか
総務部行政経営推進室 佐藤室長 ほか

(法人出席者) 上泉副理事長 ほか

(議事要旨)

1 公立大学法人青森県立保健大学の平成21年度財務諸表及び平成21年度剰余金の翌事業年度充当について

○佐々木委員長：それでは議事に入ります。議題の1「公立大学法人青森県立保健大学の平成21年度財務諸表について」及び議題の2「公立大学法人青森県立保健大学の平成21年度剰余金の翌事業年度充当について」であります。これは両者関連がありますので、一括して審議を行いたいと思います。はじめに県側からご説明をお願いいたします。

○健康福祉政策課：(資料1～資料3に基づき説明)

○佐々木委員長：ただ今のご説明について、委員のみなさんからご質問、ご意見等ございませんか。

○岩間委員：努力をなさっていると思います。去年を上回る利益も出ておりますし、このとおりでよろしいかと思えます。

- 佐々木委員長：他にご意見ございませんでしょうか。
- 久保専門委員：最近外部資金の獲得が大変難しくなっておりますけれども、そういう中で外部資金を獲得しているということと、それから今年4月に保健大さんの方で授業を担当する機会を頂戴したのですが、環境としてはよく整備されていると感じました。一方で、エレベーター使用節約のアイデアが学生の中から出されたりと、教職員・学生とも経費については意識が高く、環境の充実と経費節減について、メリハリをきかせて、効率よくやられている結果だと思しますので、この案でよろしいかと私は思います。
- 佐々木委員長：他はいかがでしょうか。
- 昆委員：保健大学さんに参考のために教えていただきたいのですが、収入のうち認定看護師教育課程等の受講料収入がけっこう大きいんですね。講師をやった先生方には、何か特別な形の手当を出されてるんですか。
- 上泉副理事長：学内の教員につきましては、担当した時間数によって研究費の方に反映させております。
- 昆委員：なるほど。そういうことで、教員のインセンティブというか、そういうものに対応しているということですね。
- 上泉副理事長：そうですね。はい。
- 佐々木委員長：よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。ご質問、ご意見等なければ、公立大学法人青森県立保健大学の平成21年度財務諸表及び剰余金の翌事業年度充当について、県が承認することは妥当であるということにしたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。
- それでは、県が承認することについては、当委員会としては妥当であるということにしたいと思っております。

2 公立大学法人青森県立保健大学の平成21年度業務実績評価について

- 佐々木委員長：それでは続きまして議題の3番目に入りたいと思っております。3番目は「平成21年度業務実績評価について」であります。
- 業務実績に関する事業年度評価については、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析を行って、その結果を考慮して、業務の実績全体について総合的な評価を行うことにしております。各委員の皆様方には、事前に評価意見を事務局に提出していただいております。資料4は、委員の皆様方のご意見を事務局でまとめた実績評価書の案であります。この案を元にいたしまして、修正その他の意見交換を行って、最終的な評価書にしていきたいと思っております。
- それでは各項目別に審議していきたいと思っております。資料4でいきますと、5ページです。項目1「教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画（教育）」について、委員の皆さんの評点をまとめたところ、4：順調な進捗状況にあるということで、評価の具体的な内容については、委員の皆様方のご意見を総括した文章になっております。いかがでしょうか。
- 私の評点はちょっと低いんですけども、これは評価が悪いということではなく、目標を概ね達成しているという、積極的な評価としての「3」です。
- よろしいですか。それでは特にご意見等ないようですので、項目1については評価書

案のとおりということにしたいと思います。

それでは項目2「教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画（研究）」について、これについては、特筆すべき進捗状況にあるということで、5の評点にしてはどうかという評価書案になっております。委員の皆様方の評点も、4と5で高い評価ですが、いかがでしょうか。

評点の5と高い評価になっておりますのは、学科横断的なプロジェクトあるいは学際的なプロジェクトに積極的に取り組んでおられたことや、産学官連携や他大学との共同研究の推進、これに顕著な実績が認められるという点が挙げられております。

よろしいでしょうか。特にご異論なければ、項目2については、評価書案のとおり、評点は5、中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にあるという評点にして、評価の内容はその下に記述してあるとおりとさせていただきます。

それではその次のページ、6ページですね、項目3「教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画（地域貢献）」についてです。

これについては、私はちょっと辛めに評点をつけているんですが、先ほどお話ししたように、目標は概ね順調に達成されているという意味での3という評価です。委員の皆様方は4ないし5という評点をつけておられます。で、全体として、4ではどうだろうかという案でございます。いかがでしょうか。

○久保専門委員：看護に関して最先端のところのことをやっておられるという点では、大変学校の地域貢献に向けての努力が感じられましたので、そういう面では私はよい評価をつけさせていただきます。これでよろしいかと思います。

○佐々木委員長：他はいかがでしょう。特にご意見、ご質問等なければ、評価書案のとおり、評点を4として、順調な進捗状況にあるということにしたいと思います。よろしいでしょうか。それではそのようにさせていただきます。

それではその次の項目4「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画」であります。これについても全体的には評点は4で、順調な進捗状況にあるという評価にしてはどうかという案であります。

○岩間委員：県の派遣職員の方々がいなくなる、ゼロになるのは何年後でしたっけ。

○保健大学：今のところ計画では、主要なポストについてはゼロということはまだ決まっておられません。最終的にはゼロもあるんでしょうけれども、県と法人とのつながりを考えると、何年の段階でゼロということは、今の段階ではまだ決まっておられません。

○岩間委員：中期計画の最後の方でゼロにするということになっていませんでしたか。

○保健大学：もっと長いスパンで考えております。特に課長職など、人事を担当する部門等については、中期計画の終了時点でもやはり3人ないし4人くらいは今の段階では残るのではないかと考えております。ゼロにしていいのかどうかという結論は、まだ今の段階では出ておりません。

○岩間委員：正確じゃないんですが、最高裁の判決があって、県の派遣職員に関して、県の方ではまだ取り組み方を考えてないかもしれませんが、それが影響する可能性はないんですか。

○保健大学：確かに最高裁の判決が最近出ましたが、派遣の場合の給与のあり方ということがあるので、これは私どもではなく派遣する県の方で、正しい派遣、出向なりの考え方

を出していただけるものと考えております。

○健康福祉政策課：この問題は、県の庁内全体に関わる問題でございまして、要は丸抱えの人件費支出はダメという話なんですね。全体の中でどういうやり方が可能か検討している段階でございまして、このやり方でいきますよという結論までには至っていないという状況でございます。

○岩間委員：保健大学だけじゃなくて、産業技術センターも、みんな影響が出てくると思うんですよ。将来的にどういう風になるのか定かではないんですが、ある程度、正規になるのではないかと思うんですけれども。

○行政経営推進室：岩間委員からお話のあった判例の話の中味は、民法法人に対する補助金に人件費が入っており、それは違法状態だという判決が出たものです。県が直接的な業務に対して派遣するのであれば、県が直接人件費を払えばその旨クリアするとか、いろいろな解決策が考えられておりますし、また独法についてその判例が直接的に適用されるのかどうかというのはもう少し整理しなければならぬ問題ではないかということで、県では人事課が問題を整理している段階でございます。今の段階ではそこまで急に整理しなくてもいいのかなという感じはしております。

○昆委員：問題は、いつまでも事務職員分の一部を県の予算でずっとしばってやっていくのか、人件費も含めて運営費交付金を最終的に保健大学に全部渡して、保健大学の範囲内でそれをやってくださいということにするのか、それによって設計の仕方が大きく違うんだと思うんですね。保健大学も産技センターも、県の給与体系を継承した職員をそのまま持って来てやってますから、将来本当に独立したものとして、人件費を含めて保健大学の方に運営費交付金を渡すということになってくると、今日のこの剰余金の問題も、実はまとめて渡してしまうと、その剰余金は人件費から発生する部分がものすごく大きいんですね。国立大学法人だと、退職教員が多く出た、出ない、それだけで、3億、4億あつという間に剰余金として浮いたりするわけです。ところが、県が人件費をヒモ付きで渡していると、いつまでも県の関与がずっとその部分ではあるということになるんですが、それはいずれどうするのか、あるいはたぶん少なくなっていくんでしょから、そう大きな問題ではないというふうに考えてそのままやっていくか、いずれそこを整理することが必要だろうと思いますね。

それから、大きな予算削減等があった場合に、それをヒモ付きでやっていけば、保健大学が独立で判断するというのは少なくなつて、県が何とかしなきゃならないし、全部渡しきりでやってしまえば、保健大学の方が自己責任で何とかしなきゃならない。将来的には大きい問題ですね。

○岩間委員：21年度はあまり関係ないんでしょうけど、判例は今出たばかりでしょうから、みなさん検討した上で、それも踏まえて来年度のことを考えていかなければ。

○佐々木委員長：これについては、評価とは関係なく、今後の長期的な課題についての委員会の助言ということで整理したいと思います。

全体としてはいかがでしょうか。項目4「業務運営の改善及び効率化」については、順調な進捗状況にあるということで、評点4にしたいと思いますが、特にご意見、ご異論なければ。それでは、項目4「業務運営の改善及び効率化」に関しましては、順調な進捗状況にあるということで、評価書案のとおり評点4ということにします。

それでは次の項目5「財務内容の改善に関する目標を達成するための計画」についてということで、これについてはいかがでしょうか。

○昆委員：私は評点3にしたんですが、3というのは決して悪い意味ではなく、概ね順調に進んでいるということです。財務については、単年度で相当に目標を上回るというのはなかなか難しいものだと思いますので、3であれば順調に進んでいるというふうにとらえていいんじゃないかと、そういう意味で3をつけました。

○佐々木委員長：昆先生のおっしゃるとおりの意味で私も3という評価にしたんですが、どうしても私は素人ですから、大学の財務内容の改善というと、アメリカの大学のように積極的な投資をして、それで収益を上げて大学の経営に生かすというイメージが強くなってしまいますけれども、この場合においては、外部資金の獲得が評価の対象になっていると。いかがでしょうか。

○久保専門委員：文章の一番最後のところで、「財務戦略の構築の必要性や、運営費交付金に過度に依存しない体質強化の必要性についても検討されたい。」ということですが、やはり限界があるので、そしてまた国公立というのは、学ぶ者の経済的な面でチャンスのある場でもありますので、もちろんそれも含めてのことだと思いますが、やはり学生が学ぶチャンスなり、かつ働いている人が、比較的将来性が、希望があると言いますか、そういう意味での理解ということも必要かなと。また、それが県費で出てきますので、社会貢献などいろんな形で、積極的に県民にアピールするということが同時に必要かなという感じがしました。特にこの文章を直してくれということではなくて、そういう観点もあってよろしいのではないかと思います。

○佐々木委員長：今のご意見は、総括的な評価のところにも関係する話かもしれませんね。重要なお意見だと思います。

他はいかがでしょう。特になければ、項目5については、評価書案のとおり、順調な進捗状況にあるということで、評点4ということにしたいと思います。

それでは、次の項目6「教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための計画」についてであります。各委員の評価、評点は概ね4以上と高い評価になっております。いかがでしょうか。

ご意見等なければ、順調な進捗状況にあるということで、評点4ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、項目6「教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための計画」に関しましては、順調な進捗状況にあるということで、評価書案のとおり評点4ということにしたいと思います。

それでは最後の項目、項目7「その他業務運営に関する重要目標を達成するための計画」であります。これについていかがでしょうか

○昆委員：私は評点3をつけたんですが、例えば施設管理でも、安全管理にしても情報セキュリティにしても、仕組は単年度で作ることができますが、単年度で全部整備して、何年間分やっってしまうというのは、予算の関連もあって、やれる分しかできないというのが大学の実状ですから、結局3というのは、計画が普通どおり進んでいると前向きにとらえていいのではと思います。

それから、直接評価とは関係ないんですが、安全衛生や職員の健康管理について、現場で精神的なことでダウンしたり、そういう人が1人出てしまうと、その人をサポートするためにその部署がまた疲れ果てる、それが組織全体に波及してしまうというふうに、けっこう大変な状況になって困ることが多いので、そういう人が出た場合の対応策など、何らかの仕組みはあらかじめ作っておかれた方がいいと思います。

久保先生のところはいかがですか？

○久保専門委員：具体的な事例はないんですけども、例えばそれが学校の、職場の環境のせいだと言われた時に、いろんな面で対応が難しくなるなど。早め早めに対応していったという会社側の姿勢というのが非常に重要になってくると思います。

○佐々木委員長：今のご意見は、評価に対するご意見というよりは、今後の大学運営にあたって、今から準備をしておいた方がいいのではというご助言であったと思いますので、そういう整理をさせていただきたいと思います。

それ以外はいかがでしょう。特になければ、順調な進捗状況にあるという評価にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、項目7「その他業務運営」に関しては、評点4、順調な進捗状況にあるということにさせていただきます。

それでは前に戻っていただいて、3ページの全体評価ですね。これについては、記述による全体評価がまとめてありますので、改めてお読みいただいて、付け加える事項あるいは、修正する事項などがあれば。いかがでしょうか。

○岩間委員：「学長さんのリーダーシップにより」とありますけど、学長さんが交替されるのは年齢何歳なんですか？交替の時の年齢っていうのは、70歳までといった決まりはあるんですか？

○保健大学：任期は最初が4年で、あと2年ですが、特に年齢の規定はございません。

○岩間委員：ないんですか。極端な話、70過ぎてもいいってことなんですね。

○昆委員：4年・2年ですか？

○保健大学：4年・2年、そうです。

○昆委員：最長6年ということですね。

○保健大学：法律上、というか制度的には、理事長選考会議を立ち上げて任期等決めることになっておりますが、今選考会議を立ち上げるための規程づくりに入っているところでございます。今の理事長の任期は、法人化の時点で知事が4年とただだけで、その後の任期を何年にするかということは、今度は学内で決めることですが、そのための前段階の手續に入ったところです。

○昆委員：選考会議が任期等規定すると。理事長選考会議の規則と、それから理事長選考会議が決定する規則を、大学の規則としてどこに位置づけるかというのは、ちょっとややこしいところがありますね。

○保健大学：選考会議をどうするかという規程づくりに着手した段階ですので、実際に選考会議を立ち上げて会議を開いてみないと、どういう方向に行くのかは今のところ何とも言えませんが、先行した国立大学法人を見ますと、選考会議の権限が非常に強くて、学内での選挙結果とは逆転してといったこともあったようで…。

○昆委員：国立大学法人の場合は、国立大学法人法で学長選考会の学長を選考するという事になっているので、意見も何も聞かなくてもそれは規則違反ではないんですが、やは

りいい学長を選考するためには、どんな風にして、任期を何年にしてというのは学長選考会で決めるわけですけども。

○保健大学：学長選考会議については、教育研究審議会と経営審議会の中から代表者を選んで組織するという事は、決めてございます。

○昆委員：そこで選考の規則を、やりながら、見直しながら、作っていくということですね。じゃ、現行は、今の学長先生は4年任期で、1期目4年経てばまた…

○保健大学：はい、そうです。

○昆委員：ただし、年齢制限はないと。

○岩間委員：まだまだ大丈夫でしょうけど。ごめんなさい単純なことで。

○委員長：それでは、総評についてはよろしいですか。

○大場委員：最後の文章で「単年度実績にとらわれない、中期計画期間全体を見据えた年度目標を設定すべきである。」とあって、これは私は非常に大賛成なんですけど、ただ、そもそも論で恐縮なんですけど、年度計画のレベルがよくわからないんですよ。目標を立てる時に、そのレベルがハイレベルなのか、ミドルレベルなのか、ローレベルなのかによって、バーが非常に違ってくるんですよ。例えばローレベルの年度目標が達成されて、はいよくできました、というのちょっとどうなのかなと。そういうそもそも論があって、その見極めはどうされてるのかなと。

○昆委員：国立大学法人の方の経験から言いますと、国立大学法人の方は第1期中期目標期間が終わったんですが、年度計画というのは、そんなにガチガチのものじゃなくて、法人が1年間終わったらその業務の実績報告をするという程度でよいというのが最初の出発点だったんですよ。ところが始まってみて、評価ということになったら、毎年毎年実績報告書を細かく達成したかしないかで点数付けをするような感じで評価され出して、各国立大学法人が年度計画と年度の実績報告をするのに一生懸命になってしまっていて、実績報告を上手に作ったところがいい評価として世間に公表されるということになってしまったものですから、第2期中期目標期間は、各年度年度の計画をそんなに厳密にチェックするのはやめようという方向になってきたと聞いているんですけども。年度計画が一人歩きしてしまっていて、それにがんじがらめになって、第1期中期目標期間の評価の方もおかしくなったみたいな、そういう感じはありましたね。

各大学とも、評価する側から年度計画の実績を追及されるので、やれそうなものしか書かないとか、文言でごまかす。「〇〇をやります」と書くのではなく、「〇〇について検討する」と。評価する側は、検討するではダメだからきちんと数値目標を示してそれを書けと言う。評価というものに追いかけられたような感じと言いますか…

○大場委員：保健大学の評価はよくできましたということですが、大学のランキングじゃないですけども、果たしてどの辺のレベルのよくできているレベルなのかなというのがよくわからないんですよ。

○昆委員：結局第1期中期目標期間中は、各法人が立てた年度計画を実施したかどうかで見るというところが基本だと思いますから、ハードルの高低についてはあまり考慮しないというか、達成したかしないかだけで判断すると。達成した部分が90%、95%だから良かった。そんな感じで、質の方はそんなには議論しなかった。ただ、質の向上を図るという部分は、専門的な委員が質の面をチェックしたということはあるんですけどね。

とにかくそこら辺が複雑すぎて、試行錯誤で6年間やりきったというところでしょうね。
○佐々木委員長：全体評価、総評の部分についてはこれでよろしいでしょうか。

それでは業務の実施状況についてです。これについてはいかがでしょうか。

全体的に中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にあるという評価をしておりますが、よろしいでしょうか。では（２）業務の実施状況については、評価書（案）のとおりとさせていただきます。

では（３）組織、業務運営等に係る改善事項等について、これについては、特に改善勧告を要する事項はないという案になっておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは実績評価につきましては、この委員会として特に大きな修正意見等がないので、原案に支障はないということで、評価書（案）のとおり決定ということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。ではそのようにさせていただきます。

3 公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する報酬の支給の基準の変更について

○佐々木委員長：それでは議題4「公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する報酬等の支給の基準の変更について」であります。これについて、県側から説明をお願いします。

○健康福祉政策課：（資料5に基づき説明）

○佐々木委員長：ただ今のご説明について、ご質問ご意見、何かありませんでしょうか。

○昆委員：これは役員の規程ですよ？役員の任免規程だと、学長の場合も文言は「懲戒免職」になりますか？例えば大学の教職員の場合だったら、学長が懲戒免職することはありますけれども、学長の懲戒免職というのは、あるのかな。学長を解任することはできるけれども、解任と懲戒解職、解雇はちょっとまた違いますよね？社会的事件を起こして学長をやめさせる、懲戒してやめさせる場合は…

○佐々木委員長：任命権者の知事になるんじゃないですか？

○健康福祉政策課：地方独立行政法人法では、役員の解任ということで、設立団体の長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至った時は、その役員を解任しなければならないということで、理事長が任命しているものであれば当然理事長、知事が任命しているものについては知事、ということになります。

○昆委員：法人化してるわけですから、職員だったら職員就業規則というのがあって、そこに懲戒解雇とかそういう規定は定められているわけですが、学長の解任規定というのがあったとしても、解任＝懲戒解雇となるわけじゃないから、非違の場合、懲戒解雇という言葉そのまま使えるのかなと、ちょっと疑問が生じたもので、あまり本質的な問題じゃないんですが。もし社会的に重大な、批判されるような事件を起こして解任しなければならないような場合には、懲戒解雇と同じように退職金は返納させると。

○佐々木委員長：よく新聞報道等で話題になりますよね。

○昆委員：例えば会社の社長さんが、不祥事を起こして、刑事事件を起こしてやめる感じでしょうかね。

○大場委員：基本的には人事規定がありますので、それにどれぐらい抵触したか、割と客観

的に懲戒に値するかどうかということ判断することになるんじゃないでしょうか。

○委員長：他にご意見等ございませんでしょうか。それでは、評価委員会としては、公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する報酬等の支給の基準の変更については、特に意見なしということにしたいと思います。

以上で予定された議事を終わります。